

認定こども園 会津慈光こども園

新制度諸経費について

平成 26 年 12 月 会津慈光幼稚園

すでにお知らせしました通り、平成 27 年度より、本園は「会津慈光幼稚園」と認可保育所「いちごちゃんルーム」を合わせまして、子ども子育て支援新制度上の「認定こども園会津慈光こども園」として新たにスタートすることとなりました。つきましては、新制度スタートに伴う以下の経費が決まりましたのでお知らせいたします。これまで以上に保育の質を向上させながら保護者の皆様にできるだけご負担をかけないよう、検討に検討を重ねているところです。種々のお知らせが遅くなっておりますこと大変申し訳なく思っておりますが、何卒ご了承下さいますようお願いいたします。

- 1、 入園料…平成 27 年度は頂きません
- 2、 保育料…1 号認定・2 号認定とも各ご家庭の所得に応じて異なります。
※市配布『子ども・子育て支援新制度』における利用者負担（保育料）の考え方について（案）」参照
- 3、 給食費…1 号認定・2 号認定によって変わります。（2 号認定は主食費のみ）
※「給食について」参照
- 4、 預かり保育…1 号認定のお子さんも現行通りお預かりします
※「早朝保育・預かり保育について」参照
- 5、 教材費…おおよその金額を記載しました
※「新年度用品について」参照
- 6、 スクールバス…月額往復 3500 円、片道 1800 円
- 7、 体操教室・英語・リトミック…保育料に含まれます
- 8、 冷暖房・施設設備費…保育料に含まれます
- 9、 その他…月間絵本代、遠足等の行事費、卒園アルバム代積立等の実費は頂きます
※詳しくは、その都度お知らせいたします

「子ども・子育て支援新制度」における利用者負担額(保育料)の考え方について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。

- 保護者の皆様が、子どもをそれぞれの施設に預ける場合には、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります、認定区分によって保育料が区別されることとなります。
- 幼稚園も保育所も、保護者の所得に応じた応能負担の考え方となります。
- 新制度における利用者負担額(保育料)のうち、「1号認定子ども」(幼稚園に通園される子ども)については、これまで各私立幼稚園で独自に保育料を決定していましたが、来年4月からは、国の限度額に基づく保育料を市町村が定めることとなります。
- ただし、新制度に参加しない幼稚園の保育料は、これまでどおり各幼稚園で保育料を決定することとなります。
- 国から示されている仮の公定価格を基に、幼稚園や保育所の利用者負担額(保育料)の案を作成しました。今後国の公定価格が変更された場合は、市の案も変更することがあります。

1号認定について(幼稚園に通園される子どもが対象となります。)

1号認定子ども…満3歳以上で学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども

- 1号認定については、これまで国基準に基づく保育料が存在していませんでしたが、新制度では国の基準が示され本市において、新制度に移行する幼稚園の保育料を設定することとなり、幼稚園保育料についても、現行の保育所保育料の考え方と同じく応能負担となります。新たな幼稚園保育料は保育所と同様に、公立も私立も同一料金とします。
- 国は1号認定の利用者負担は3～5歳児を同じ料金としていますが、3歳児と4歳以上児の公定価格が異なることから、市の保育料(案)は3歳児と4・5歳児を異なる料金設定としています。

1号認定保育料(案)

(単位:円)

階層区分	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0	0
市町村民税非課税世帯	5,000	4,000
市町村民税が均等割のみ課税されている世帯	8,000	7,000
市町村民税所得割課税額 48,600 円以下	10,000	9,000
市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	12,000	11,000
市町村民税所得割課税額 144,100 円以下	15,000	14,000
市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	18,000	17,000
市町村民税所得割課税額 301,000 円以下	21,000	20,000
市町村民税所得割課税額 301,001 円以上	25,000	24,000

2号・3号認定について(保育所及び認定こども園に通園される子どもが対象となります。)

2号認定子ども…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

- 新制度における国の階層区分は、現行の所得税額を基とした設定から、市町村民税所得割額に変更されていますが、利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生しないよう、モデル世帯(夫、妻、子2人 妻の収入は夫の扶養の範囲内)における推計年収を基に設定しています。そのため本市も現行の料金体系を基本としながら、新たな金額を設定するものです。

2号・3号認定保育料(案)

(単位:円)

階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0	0	0
市町村民税非課税世帯	8,000	6,000	6,000
市町村民税が均等割のみ課税されている世帯	17,000	14,000	14,000
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,500	16,500	16,500
市町村民税所得割課税額 66,000 円未満	23,000	21,000	21,000
市町村民税所得割課税額 78,000 円未満	27,000	24,000	24,000
市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	30,000	27,000	27,000
市町村民税所得割課税額 116,000 円未満	34,000	29,000	29,000
市町村民税所得割課税額 142,000 円未満	39,000	32,000	32,000
市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	42,000	34,000	33,000
市町村民税所得割課税額 216,000 円未満	48,000	36,000	34,000
市町村民税所得割課税額 280,000 円未満	54,000	37,000	35,000
市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	58,000	38,000	36,000
市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	62,000	40,000	37,000
市町村民税所得割課税額 529,000 円未満	66,000	42,000	37,000
市町村民税所得割課税額 529,000 円以上	70,000	44,000	37,000

会津慈光幼稚園

平成 27 年度 早朝保育・預かり保育について (1号認定のお子さん対象)

本園では、27年度より施行されます「子ども子育て支援新制度」における1号認定のお子さんにも、早朝から保育開始までお預かりする「早朝保育」、保育終了後から夕方までお預かりする「預かり保育(ミッキールーム)」を行います。来年度の預かり保育の料金等が決定しましたのでお知らせいたします。

保 育 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・通常保育日 ・毎週土曜日 (土曜日の早朝保育は要相談) ・長期休業期間の月～土曜日 ・行事等の代休日 															
休 日	*日曜日 *祝祭日 *年末年始 (12/29~1/3)															
	時間	平日 (月～金)		土曜日 (長期休業期間も同様)		長期休業 (春・夏・冬休み)										
早 朝 保 育	7:00～	月額	2000円	早朝保育(8:00前)に つきましてはご相談下 さい	8:00 18:00	1日 1000円	早朝	7:00～	月額	2000円						
	8:30	日額	500円				早朝	8:30	日額	500円						
	7:30～	月額	1000円				保育	7:30～	月額	1000円						
	8:30	日額	300円				保育	8:30	日額	300円						
預 か り 保 育	保育終了後 ～15:00	月額 (冷暖房費込)	2100円	8:00 18:00	1日 1000円	預 か り 保 育	8:30 18:00	月額 (冷暖房費込)		7500円						
		日額	300円					日額		700円						
	保育終了後 ～16:30	月額 (冷暖房費込)	4800円				8:00 18:00	1日 1000円	預 か り 保 育	8:30 18:00	月額 (冷暖房費込)		7500円			
		日額	450円								日額		700円			
	保育終了後 ～18:00	月額 (冷暖房費込)	7500円							8:00 18:00	1日 1000円	預 か り 保 育	8:30 18:00	月額 (冷暖房費込)		7500円
		日額	600円											日額		700円
延 長 保 育	18:00～18:30	月額	1000円	18:00～18:30	延 長 保 育	18:00～18:30							月額	1000円		
	18:00～19:00	月額	2000円										18:00～19:00	月額	2000円	
	18:00～19:00	日額	300円				18:00～19:00	日額	300円							
納 入 方 法	*月決めでご利用の方は、毎月初めに納入袋をお渡しします。 *日割でご利用の方は、その都度担当の保育者にお渡し下さい。			準 備 物	*敷布団 *タオルケット又は毛布 (季節に合わせて) *敷布団カバー (布団を全部包めるもの) *枕 (必要な方のみ) *おねしょシート (おねしょの心配がある方) ★持ち物全てに必ず記名をお願いします。 【早朝保育のみ利用の方は上記の準備物はいりません】											

《その他》

- ・おやつ代は含まれます。
- ・早朝保育・延長保育は暖房費は頂きません。
- ・1学期は在園児4月1日、新入園児は4月9日よりお預かりします。
尚、新入園児の方で9日以前の利用を希望される場合はご相談下さい。

平成 27 年度

新入園児用品について

新制度のスタートに伴い、新入園の方には以下の教材費の購入をお願いいたします。

用品	用品代	年少	年中
※クレヨン（16色）		○	○
自由画帳		○	○
※はさみ		○	○
のり		○	○
粘土		○	○
※粘土ケース		○	○
※粘土板		○	○
※粘土ベラ		○	○
ネームバッチ		○	○
カラーキャップ		○	○
バスバッチ（利用者のみ）		○	○
出席カード		○	○
出席シール		○	○
※絵筆		○	○
絵具			○

○金額はおよそ 4000～5000 円程度になる予定です。詳しくは年度当初にお知らせいたします。

○いずれの学年から入園されるかにより金額が変わります。価格は全て購入した場合の金額です。※の用品は、初年度に購入された方は進級後もそのまま使いますので、年度毎に購入する必要はありません。その他の用品は消耗品となりますので、年度毎に購入して頂くことになります。

○年長進級時に、新たに「20色クレヨン」「サインペン」「ワークブック『もじとかず』」が必要になります。

○パレット・水洗バケツ・コンテ・カスタネットは園置きのものを使います。